

償却資産 (固定資産税) 申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに**償却資産（事業用資産）**についても課税の対象になります。

償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について申告していただくことになります（地方税法第383条＜固定資産の申告＞）。

つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成の上、寒河江市税務課固定資産税係にご提出ください。

申告期限

令和7年1月31日（金）

（期限間近になりますと窓口が混雑しますので、余裕をもって申告くださいますようお願いいたします。）

申告書提出先

寒河江市 税務課 固定資産税係

〒991-8601

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

お問い合わせ先

電話番号：0237-85-1708（固定資産税係直通）

FAX：0237-86-7100

URL：http://www.city.sagae.yamagata.jp

申告書提出チェックリスト

- 「住所」欄に納税通知書の送付先が記載されていますか？
- 「この申告に应答する者の係及び氏名」欄に連絡先の記入はされていますか？
- （控えのご返送をご希望の場合）切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？
- 「資産所在地」欄、「事業所用家屋の所有区分」欄は記載されていますか？

《 目 次 》

1	償却資産とは……………2p	7	申告内容の確認調査について……………11p
2	申告から課税までの流れ……………6p	8	過年度への遡及等について……………11p
3	償却資産の申告について……………7p	9	eLTAX 問い合わせ先……………12p
4	申告の方法について……………8p		
5	非課税・課税標準の特例・減免等……………10p	※別紙①	償却資産申告書種類別明細書記入例
6	国税の取扱いとの主な違い……………11p	※別紙②	少額資産、特殊自動車の申告について

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。）をいいます（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物付属設備	建築工事（内装・内部造作等）、電気設備（受変電設備・予備電源設備等）、衛生設備、空調設備、その他設備等 [本ページ「1. (3) 償却資産と家屋の区分」をご参照ください。]
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）等
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

※ 事務所や賃貸住宅の主な償却資産の一例と業種別の償却資産を5ページに記載しております。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

3～4ページ<償却資産と家屋の区分表>で償却資産にあたる設備については償却資産として申告が必要です。

家屋と設備等の所有者が**同じ**場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、下表<償却資産と家屋の区分表>をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が**異なる**場合

テナントの賃借人等（※）が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、賃借人の償却資産として取り扱います。当該設備は、賃借人等が償却資産としてご申告ください。

<償却資産と家屋の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線・端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○				◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
配管・配線等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
盗難非常通報装置	設備一式	○				◎	

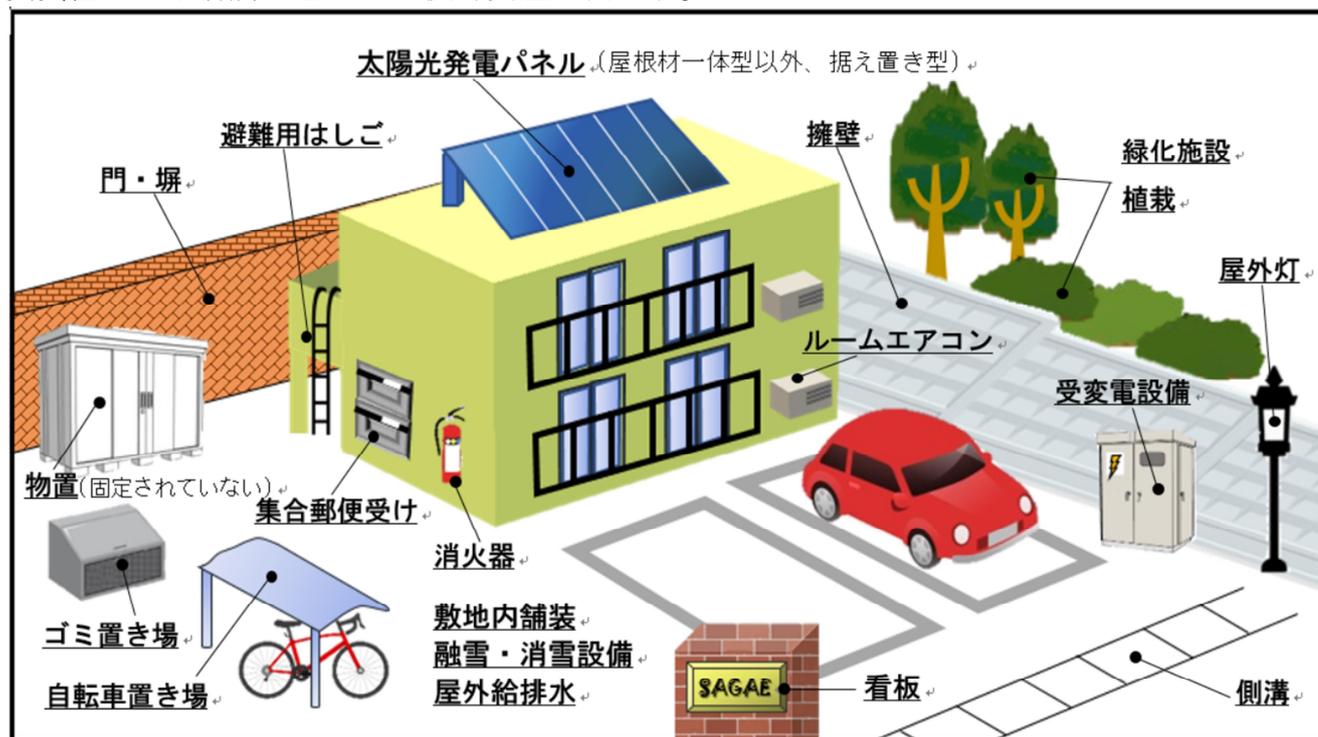
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
		運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎	
	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・扉・緑化施設等)		◎		◎

* 特定の生産又は業務用の設備について

工場等のように物の生産・加工を業とする者がその業のために使用する家屋には、通常の家屋に設置される設備(照明用電気配線や給水配管など)のほか、物の生産・加工のために必要とされる設備(工場機械用の動力配線など)が設置されます。この場合、通常の家屋に設置される設備は家屋評価の対象となりますが、特定の物の生産・加工のために必要とされる設備は償却資産として取扱います。

<事業用家屋等(賃貸住宅・事務所・駐車場など)を取得した場合の主な償却資産>

賃貸住宅や事務所などの主な償却資産の例です。



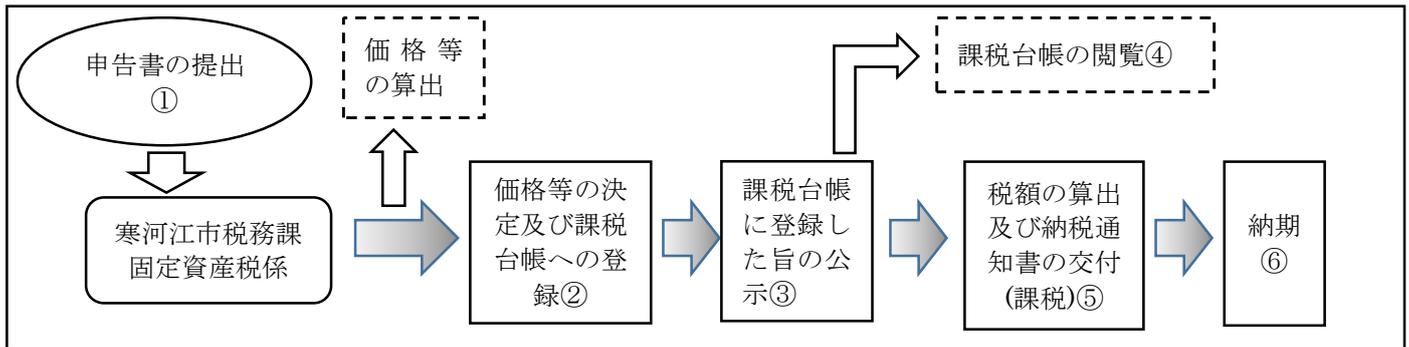
※税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含まれない建築設備や外構工事は、償却資産の申告対象となります。

<申告対象となる主な償却資産 (業種別) >

* 下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業種	種別	資産の名称
共通	通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN設備、プレハブ(基礎無し)
製造業	業	金属製品製造設備、食料品製造設備、施盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
農業	業	農業用機械(田植え機、乾燥機、粃すり機など)、ビニールハウス、ネット、給排水設備等
娯楽業	業	パチンコ器、パチンコ器取台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場設備等
料理飲食店業	業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理容・美容業	業	理容・美容椅子、シャンプー台、消毒殺菌機、サインポール等
医(歯)業	業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)等
クリーニング業	業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	業	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面等
ガソリンスタンド	業	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等

2. 申告から課税までの流れ



① 申告書の提出

毎年1月1日(賦課期日)現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する市町村(寒河江市)に申告していただきます。寒河江市では前年の12月中旬頃に償却資産申告書を送付しております。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、寒河江市税務課固定資産税係において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方の閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日(例年4月1日)から5月末日まで行っております。

⑤ 税額の算出及び納税通知書の交付(課税)

下の算式により税額を算出し、**5月10日前後**に納税通知書を交付します。

【税額＝課税標準額×税率(1.4%)】

なお、税額算定の基となる課税標準額が150万円(免税点)未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

⑥ 納期

通常4回の納期に分けて納めていただくことになります。

寒河江市固定資産税の納期

第1期	5月末日
第2期	7月末日
第3期	11月末日
第4期	翌年1月末日

※末日が土日祝日にあたる場合、次の平日までが納期限になります。

3. 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、償却資産を所有している方です。

また、償却資産を所有していない方で、次のいずれかに該当する方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方 《各々の持ち分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者(外○名)」という共有名義でご申告ください。》
- キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けたテナントの賃借人等の方

- * 償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

償却資産が所在する市町村（寒河江市）の税務課固定資産税係にご提出ください。

また、同一市内に本店・支店等複数の資産所在地がある場合、申告書等は1通にまとめてください。

(3) 申告書等の提出期限

各年度1月31日です。

- * 受付開始日は1月4日（土・日の場合次の平日）になります。
提出方法は電子申告(eLTAX)、郵送、窓口にて提出の3通りあります。詳細は8ページ「4. 申告の方法について」をご覧ください。
窓口での受付時間は平日の8時30分～17時15分となっております。また、期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。お早目にご提出くださいますようご協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、**事業の用に供することができる資産**です。

なお、**次に掲げる資産も申告が必要**になりますので、ご注意ください。

- ア **償却済資産**（耐用年数が経過した資産）
- イ **建設仮勘定で経理**されている資産及び**簿外資産**
- ウ **遊休又は未稼働**の資産
- エ 改良費(資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。)
- オ 福利厚生のために供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても**個別に減価償却**しているもの
- キ **租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等**をしているもの
例：中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（実際に自動車税等が課されている必要はありません。）

例：工場内のみで使用し、公道を走らないフォークリフト等

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で

・耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）

・取得価格が20万未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価格が20万円未満のもの

ご注意ください

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

4. 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、寒河江市税務課固定資産税係に提出していただく方法です。郵送または寒河江市税務課固定資産税係の窓口（寒河江市役所3階）にて提出をお願いします。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いします。

<申告方式>

ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、寒河江市税務課固定資産税係で行います。

イ 電算処理方式

所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて寒河江市役所に配信されます。

電子申告を行う場合は電子証明書等を取得された上でeLTAXのホームページから利用の届出を行う必要があります。

詳細は12ページ「9.eLTAX 問い合わせ先」よりご確認ください。

(3) 提出書類(提出データ)

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		申告年1月1日現在において所有されている 全ての償却資産	前年1月2日～申告年1月1日までの間に 増加または減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産 全資産用	別表2 減少 資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*2		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		○	○*3		○
	償却資産を所有されていない方			○*4		
電算処理方式	初めて申告される方					
	前年以前に電算処理方式により申告された方	○*5		○	○*6	
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○*3		
	償却資産を所有されていない方			○*4		

- *1 **種類別明細書(減少資産用)を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。**
- *2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「増減なし」と記載してください。
- *3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄にその旨(「令和6年9月廃業」等)を記載してください。
- *4 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 備考(添付書類等)」欄に「該当資産なし」と記載してください。
- *5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください
- *6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※寒河江市役所で配布する申告書以外を使用して申告される場合は用紙のサイズはA4にしていた
だき、寒河江市役所から送付した申告書を添付してご提出くださるようお願いいたします。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせ
ください(12 ページ参照)

5. 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税・都市計画税非課税申告書**」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(例) 宗教法人、学校法人、社会福祉法人の一部資産等

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、第349条の3の4、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3及び第56条(第12、15項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税・都市計画税の課税標準の特例申告書**」をご請求の上必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(例) 先端設備等導入計画に基づいて取得した設備等

(3) 固定資産税の課税免除が適用される償却資産

地方税法第6条第1項により寒河江市企業立地等の促進に関する固定資産税課税免除条例に該当する償却資産は取得してから3年間に限り、固定資産税の課税が免除されません。

該当する償却資産を所有されている方は、「**課税免除申請書**」をご請求の上必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

(4) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づく、一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部または一部が免除されます(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります)。

該当する償却資産を所有されている方は、「**固定資産税・都市計画税の減免申請書**」をご請求の上、必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

また、(1)～(3)の適用を受けていた資産が適用要件を満たさなくなった場合は、寒河江市税務課固定資産税係までご連絡ください

※各種制度の詳細については寒河江市ホームページにも掲載しております。ぜひご確認ください

注意

電子申告により申告データを送信される場合も、これらの様式及び添付書類は、郵送又は窓口でのご提出が必要となります。

6. 国税の取扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税【固定資産税(償却資産)】の取扱いの主な違いは下表のとおりです。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	地方税の取扱い 【固定資産税(償却資産)の評価額】
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物及び構築物・建物附属設備 については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』 (地方税法第388条に基づく総務 大臣の告示)に定める減価率により ます。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価格(1円)まで	取得価格の100分の5
中小企業者の少額資産 の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められませ ん。

7. 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条に基づいて電話での問い合わせや資料提供の依頼を行うことがあります。また、地方税法第354条の2及び第408条に基づいて国税資料との照会を行う実地調査を必要に応じて随時行っております。どちらの場合もご協力をお願いいたします。

上記の調査に伴い資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。

8. 過年度への遡及等について

実地調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分。なお、地方税法第17条の5第6項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期(6ページ「2 申告から課税までの流れ ⑥納期」参照)とは異なりますのでご注意ください。

9. eLTAX 問い合わせ先

地方税共同機構 eLTAX(地方税ポータルシステム)のご案内

<<http://www/eltax.lta.go.jp>>

(寒河江市役所 HP、償却資産のページにもリンクがあります。)

eLTAX ヘルプデスク

電話 0570-081459 (左記の電話番号でつながらない場合は 03-5521-0019)

9:00～17:00 受付 (土・日・祝日・年末年始を除く)